

平成 18 年 7 月 27 日

## 意見書

(社) 全国貸金業協会連合会

会長 石井 恒男

この度、自民党金融調査会並びに公明党金融問題調査委員会から「貸金業制度等の改革に関する基本的考え方」が公表され、参入規制、行為規制の強化並びに上限金利規制に関し一定の方向を示されました。貸金業がより国民の利益に資することを目的とした参入規制、行為規制の強化につきましては、我々としても積極的な取り組みを願っております。また、併せて示されました「みなし弁済規定の廃止」は、貸金業者にとって安定的な経営を行う事が可能となり、これまでに増して、社会的に意義をもった経営を行うためにも、一層の明確化が図られるよう望みます。

しかしながら、年々急増する過払い金返還請求につきましては、貸金業者の経営の安定を著しく損なうこととなり、別けても営業歴の古い健全な業者に多大の影響を与えているのも事実です。法改正に当たっては、是非とも特段の手当をお願いいたします。また、貸付金利につきましては、利率がこのたび示されました利息制限法の金利水準ということになれば、無担保・無保証で業を行う多くの貸金業は成り立たなくなる惧れがあります。更には、貸金業は、低下した金利への対応として、利用者への信用供与の停止・制限、また同時に資金の回収を行わざるを得なくなるため、「合法マーケットからはじきだされる借り手」が多く生み出され、その結果、多数の借り手が経済的破綻に陥ることになるのみならずヤミ金融の脅威的跋扈を招くこととなります。このことは、所謂

貸金業だけに止まらず、多くのクレジット・信販事業者が貸金業務を行っているところから、消費者信用産業全体、ひいては国民経済に大きな影響を及ぼすものとなります。

特に、これが実行された場合には、資金供給者である貸金業者は正常な対応が出来ず、多くの貸金業者が廃業・倒産し、そこで働く多数の社員が失業することが予想されます。その結果として、資金需要に対してこれに応えられる供給者が存在しない状況にいたる事態も考えられます。

改正に当たっては是非、現行の出資法上限金利年率 29.2%を堅持されるよう、特段のご配慮をお願いいたします。

## 上限金利を現行利息制限法レベルに引き下げた際の影響について

### 《利用者にとっては》

◇多くの借り手が信用供与の停止・制限を受ける事となる

- (1) 推計値ではあるものの、クレジット・信販業界を含む消費者信用マーケット全体から信用供与の停止・制限を受け、また、資金回収を迫られる借り手が 700 万～800 万人にも上る。
- (2) このような借り手像は、「中小・零細企業勤務者」「ブルーカラー」「自営業者」「賃貸住居居住者」「勤続が短い者」など社会的に弱者といわれる庶民である。
- (3) この制限・停止、また、回収を受ける庶民のなかから、所得の収支コントロールが出来なかった人が経済的に破綻し、自己破産・民事再生などの法的手続きに頼り、あるいはヤミ金等に流れてしまう可能性がある。
- (4) 日賦特例が廃止されると、主な利用者である大衆食堂などの飲食店 10 万軒の資金繰りが悪化し、その結果、相当数が潰れる可能性がある。
- (5) 事業者金融を利用している中小零細企業約 30 万社は、返済を迫られ、その多くは倒産する可能性がある。

- (6) 消費者金融サービス研究学会の研究者を中心としたグループが行った、14万サンプルを対象とした消費者金融利用者に関するアンケート調査(2006年)によると、83%~89%の利用者は「返済余力のある利用者」である。残りの11%~17%の「返済余力のない利用者」の特徴の一つとしては、消費者金融以外の借り入れ比率が高い(例えば、不動産担保ローンや親戚・知人からの借入残高が高いなど)、欲求をコントロールする能力が低い、といった点が挙げられる。
- (7) 多重債務問題は、金融システムのみならず、経済行為全般から発生するものといわれているが、その調査・研究は不十分な状況にある。今後、早急に精緻な調査・研究を推進する必要があるが、多重債務問題への多面的調査・研究が進んでいない状況で、貸金の上限金利を引下げることが、問題解決に結びつかないどころか、反対に利用者(国民)に不利益を及ぼす面が大きい。

### 《貸金業者にとっては》

◇事業規模に関わらず経営が立ち行かなくなる可能性がある

- (1) 低下した金利水準においても収益を出せる債権構成への転換を迫られ、その結果、信用供与の停止・制限と積極的な貸金回収を行わざるを得なくなる。
- (2) 「はじき出された借り手」は、信用供与の停止・制限また、同時に行われる貸金回収により、所得と負債のコントロールを失い不良債権化し、貸倒コストが急増する。
- (3) ゼロ金利政策解除による市中金利の上昇とあいまって、金融機関からの調達金利が急上昇する。
- (4) 長期レンジでの資金調達が出来なくなり、また、金融機関による融資の回収が積極的に進められる事となる。
- (5) 収益性低下により、社債、証券化により調達を行っている貸金業は、償還資金の不足や格付け低下のため市場からの調達が不能の状態となる。
- (6) (1)~(5)は、「可能性がある」ではなく「間違いなく起こる」事であり、企業体力にもよるが、「即死」する業者から、徐々に「失血死」する業者まで出てくる。「確実に」生き残れるシミュレーションを掲げうる貸金業者は無いものとする。

- (7) 因みに全国貸金業協会連合会調べによると、中小・零細貸金業者（消費者金融）約4,400業者は、全て廃業・倒産するものと発表しており、中堅、大手貸金業者についても、「即死」はないものの、「失血死」となる大きな可能性がある。

#### 《貸金業従事者にとっては》

- (1) 融資残高500億円未満の中小・零細貸金事業者（消費者金融）4,400余の業者が全て廃業・倒産すると、そこに従業している者約16,000名が失業する事となる。
- (2) 中堅・大手貸金業者についても、生き残りを賭けて現在従事している約33,000名の者のうち3割～4割をリストラしなければならない事態となる。即ち、10,000名～13,000名が失業する事となる。
- (3) 以上から、3万名近くの従業員が失業する事となり、その家族を含めると、実に7万名以上が影響を受ける事となる。

#### 《金融機関にとっては》

- (1) 現在、金融機関は、消費者金融大手5社向けだけでも約2兆2千億円もの融資をしており、それ以下の残高の貸金業者へも約1兆4千億円の融資をしているものと推計される。即ち、合計約3兆6千億円もの融資を貸金業へ行っており、信販・クレジット会社への融資額も含めると、その総額はより莫大なものとなる。
- (2) 各金融機関においては、収益性が低下した融資先（貸金業者）から、積極的に資金の回収を行う。
- (3) 資金繰りが行き詰まった貸金業者の経営が破綻し、その結果として、融資債権が不良債権化することで、金融機関の経営にも大きく影響を及ぼす事に繋がることになる。

#### 《株主、社債にとっては》

- (1) 現在、出資法金利にて経営をしており、上場をしているノンバンク（23社）株の時価総額は9兆円を超えるまでとなっているが、収益性の低下および将来性

への不安により、大幅な株価下落が予測され、株主の財産価値を著しく低下させることになる。

- (2) 特に、消費者金融株については、海外投資家による投資比率が大きく（消費者金融 8 社平均 35%）、法制度改正により生じる株価の下落は、日本株離れに繋がりがねない。
- (3) 消費者金融大手 5 社における社債発行残高は、1 兆 3 千億円を超え、また、C P や証券化を含めると 1 兆 8 千億円を超えるまでとなっている。これらの債権は、各貸金業者が経営不安な状態となった際、デフォルトを起こす可能性が出てくる。

### 《マクロ経済にとっては》

- (1) 早稲田大学消費者金融サービス研究所の分析によれば、上限金利を 23% に引き下げた場合、GDP は 2 兆 1 千億円の減少になるとしている。
- (2) 消費者金融大手 5 社による、過去 5 年間の納税額は 1 兆円にのぼり、国民経済に貢献をしている。しかし、上限金利の引き下げにより、国民経済への役割を果たせなくなる（この納税規模については、クレジット・信販業界も、大きく影響を及ぼすものと考えられる）。
- (3) ここまで述べてきたことから明らかなように、利用者、貸金業者、金融機関、株式市場などに負の連鎖が起き、その結果として、マクロ経済に多大な影響を及ぼす。

貸金業の歴史は、30 年～40 年前迄の庶民金融の代表として「質屋」が存在していました（勿論、現在でも存在しておりますが）。しかし、質屋においては、ご存知の通り「質草」と呼ばれる担保物を必要としてきました。その後、日本経済も豊かになり、その過程において個人の「信用」を担保とした「月賦」や消費者金融が質屋に代わり、庶民の金融として、庶民と共に成長してきました。しかし、草創期（昭和 40 年代）においては、消費者金融と言えども今のように幅広い層への資金供与が可能では無く、信用借りできる資金需要者は「上場企業」や「中央官庁」に勤めている者など一部のエリートに限られておりました。その後、資金供給者である貸金業者は、より広く本

当の庶民の金融に成るべく努力し、現在に至るまでとなりました。今回、自公で示されました基本的考え方は、このような歴史に逆行するものであり、個人が資金調達を受けられるのは、一部のエリートに限られるものとなります。即ち、中小企業勤務者やブルーカラーなどの一般庶民は、収入をコントロールするために貸金業を利用する事が出来なくなるということに繋がります。このように、資金需要者（庶民、中小零細事業者）を無視した政策は、本当に必要なのでしょうか。ここまで犠牲を払ってまで実行する意味があるのでしょうか。

以上